

(タイトル) 「高断熱・高気密住宅における深夜電力利用蓄熱式床下暖房システム」事件

【事件の概要】

「高断熱・高気密住宅における深夜電力利用蓄熱式床下暖房システム」の発明に係る特許においてなされた補正が特許法17条の2第3項に規定する要件を満たしていないとの無効理由があるとした審決の判断に誤りがあるとして、審決が取り消された事例。

【事件の表示、出典】

知財高裁平成22年1月28日判決(平成21年(行ケ)第10175号)
知的財産権判例集 HP

【参照条文】

特許法17条の2第3項、123条1項1号

【キーワード】

新規事項の追加

1. 事実関係

(1) 事件の概要

原告は、発明の名称を「高断熱・高気密住宅における深夜電力利用蓄熱式床下暖房システム」とする特許第3552217号(本件特許)の特許権者である。

被告が、補正が願書の最初に添付した明細書、特許請求の範囲または図面に記載した事項の範囲内においてなされたものとはいえないことを理由に特許無効審判を請求したところ、原告は訂正請求を行った。特許庁は、訂正を認めた上で、特許を無効とする審決をした。

本件は、その審決の取消を求める事案である。

(2) 本件発明の内容

当初出願に係る特許請求の範囲(本件補正前発明)

【請求項1】高断熱・高気密住宅において、建物部同様に布基礎にも断熱材を使用して外気温の影響を遮断して尚且つ床下空間の気密を保持し、地表面から、防湿シート、断熱材、発熱体が埋設された蓄熱層であるコンクリートもしくは砂・砂利が順に積層されてなる暖房装置を形成し、さらに該暖房装置と床面の間に所定間隔の床下空間を形成し、床面の所定位置には室内と床下空間とを貫通する通気孔を形成し、蓄熱された熱の放射時に床面の加温とともに加温された床面からの二次的輻射熱と、室内と床下空間を自然対流もしくは換気装置による強制対流によって家屋空間全体を24時間暖房することを特徴とする深夜電力利用を利用した蓄熱式床下暖房システム。

訂正後の本件特許に係る特許請求の範囲

【請求項1】熱損失係数が $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m}^2 \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$ の高断熱・高気密住宅における

布基礎部を、断熱材によって外気温の影響を遮断し十分な気密を確保した上で、該布基礎部内の地表面上に防湿シート、断熱材、蓄熱層であるコンクリート層を積層し、蓄熱層には深夜電力を通电して該蓄熱層に蓄熱する発熱体が埋設された暖房装置を形成し、蓄熱層からの放熱によって住宅内を暖める蓄熱式床下暖房システムにおいて、布基礎部と土台とを気密パッキンを介して固定してより気密を高め、ステンレスパイプに鉄クロム線を入れ、ステンレスパイプと鉄クロム線の間を酸化マグネシウムで充填し、ステンレスパイプの外側をポリプロピレンチューブで被覆してなるヒータ部を、銅線を耐熱ビニールで被覆してなるリード線で複数本並列若しくは直列に接続してユニット化されたコンクリート埋設用シーズヒータユニットが、配筋時に配筋される金属棒上に戴架固定後、1回のコンクリート打設によりコンクリート層内に埋設され、該シーズヒータはユニット又は複数のユニットからなるブロックごとに温度センサーの検知により制御され、さらに床面の所定位置には室内と床下空間とを貫通する通気孔である開閉可能なスリットを形成し、蓄熱された熱の放射により床面を加温するとともに、加温された床面からの二次的輻射熱と、床下空間の加温された空気がスリットを介して室内へ自然対流する構成とすることで、居住空間を24時間低温暖房可能で暖房を行うことを特徴とする蓄熱式床下暖房システム。

2. 争点

「高断熱・高気密住宅」との構成を「熱損失係数が $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m}^2 \cdot \text{h} \cdot ^\circ\text{C}$ の高断熱・高気密住宅」との構成とした補正（本件補正）が、願書の最初に添付した明細書、特許請求の範囲または図面に記載した事項の範囲内においてなされたものといえるか否かが争われた。

3. 裁判所の判断

(1) 特許法17条の2第3項の規定について

特許法17条の2第3項は、補正について、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「出願当初明細書等」という場合がある。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない旨を定める。同規定は、出願当初から発明の開示を十分ならしめるようにさせ、迅速な権利付与を担保し、発明の開示が不十分にしかされていない出願と出願当初から発明の開示が十分にされている出願との間の取扱いの公平性を確保するとともに、出願時に開示された発明の範囲を前提として行動した第三者が不測の不利益を被ることのないようにするなどの趣旨から設けられたものである。

そして、発明とは、自然法則を利用した技術的思想であり、課題を解決するための技術的事項の組合せによって成り立つものであることからすれば、同条3項所定の出願当初明細書等に「記載した事項」とは、出願当初明細書等によって開示された発明に関する技術的事項であることが前提になる。したがって、当該補正が、明細書、特許請求の範囲又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入したものと解されない場合であれば、当該補正は、明細書、特許請求の範囲の記載又は図面に記載した事項の範囲内においてされたものというべきであって、同条3項に違反しないと解すべきである。

ところで、特許法36条5項は、特許請求の範囲には、「・・・特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない」と規定する。同規定は、特許請求の範囲には、「・・・特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事

項のみを記載」すべきとされていた同項2号の規定を改正したものである（平成6年法律第116号）。従来、特許請求の範囲には、発明の構成に不可欠な事項以外の記載はおよそ許されなかったのに対して、同改正によって、発明を特定するのに必要な事項を補足したり、説明したりする事項を記載することも許容されることとされた。そこで、これに応じて、特許請求の範囲に係る補正においても、発明の構成に不可欠な技術的事項を付加する補正のみならず、それを補足したり、説明したりする文言を付加するだけの補正も想定されることになる。

したがって、補正が、特許法17条の2第3項所定の出願当初明細書等に記載した「事項の範囲内」であるか否かを判断するに際しても、補正により特許請求の範囲に付加された文言と出願当初明細書等の記載とを形式的に対比するのではなく、補正により付加された事項が、発明の課題解決に寄与する技術的な意義を有する事項に該当するか否かを吟味して、新たな技術的事項を導入したものと解されない場合であるかを判断すべきことになる。

（2）本件補正の適否について

「熱損失係数が $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m}^2 \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$ の高断熱・高気密住宅」との構成について、本件発明全体における意義を検討すると、形式的には、数値を含む事項によって限定されているものの、熱損失係数の計算精度は高いものとはいえないと指摘されていること等に照らすならば、同構成は、補正前と同様に、本件発明の解決課題及び解決機序に関する技術的事項を含むとはいいがたく、むしろ、本件発明における課題解決の対象を漠然と提示したものと理解するのが合理的である。

本件補正は、本件発明の解決課題及び解決手段に寄与する技術的事項には当たらない事項について、その範囲を明らかにするために補足した程度にすぎない場合というべきであるから、結局のところ、明細書、特許請求の範囲又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入していない場合とみるべきであり、本件補正は不適法とはいえない。

仮に、本件補正によって付加された事項が技術的内容を含んでいると解したとしても、本件出願当初明細書には「熱損失係数が $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m}^2 \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$ 」における数値が明示されているわけではないが、本件発明の課題解決の対象である「高断熱・高気密住宅」をある程度明りょうにしたにすぎないという意味を超えて、当該数値に本件発明の解決課題及び解決手段との関係で格別な意味を見いだせない本件においては、その付加された事項の内容は、本件出願当初明細書において既に開示されていると同視して差し支えないといえる。

4. 検討

本判決は、知財高裁大合議判決（平成18年（行ケ）第10563号）において示された、補正が許される範囲についての一般的な定義を引用した判決の一つである。特許庁は、係る大合議判決、および一貫してその定義を引用して判示がなされているその後の知財高裁判決を受けて、審査基準の改定を行った。ただし、特許庁は、「『現行の審査基準に基づく審査実務を変更せず、大合議判決との整合性をとる』との観点から」なされた改訂であり、「今回の審査基準改定により現行の審査基準に基づく審査実務は変更されません」としている（http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/meisaisyo_shinsa_kaitei.htm）。

(伊藤 奈月)